

<平成 29 年度(学生番号 B17)以前入学生対象>

法学部専門教育科目の ターム科目への変更について

平成 31 年度から下表左欄の法学部専門教育科目がターム科目に変更となり、授業内容（授業時間数）及び単位数を 2 分割し、開講されます。

平成 29 年度以前入学生で下表左欄の科目を未修得の場合は、それに対応した右欄の特講科目を履修することができます。

【昼間コース】

平成 29 年度開設科目	平成 31 年度以降開講科目
授業科目名	授業科目名（講義コード）
物権法	(特講)物権法1 (F2177291)
	(特講)物権法2 (F2178291)
債権法	(特講)債権総論1 (F2179291)
	(特講)債権総論2 (F2180291)

※既に上表左欄の科目を修得済みの場合は、それに対応する右欄の科目を履修することはできません。

※教育職員免許状の取得等のために、「物権法」、「債権法」での修得が必要な場合は、法学部学生支援室に申し出てください。

平成 31 年 3 月 27 日
法学部学生支援室